

平成30年度

三重県食の安全・安心確保行動計画

三 重 県

《 目 次 》

1	行動計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	食の安全・安心確保施策の体系図	1
4	食の安全・安心確保推進体制	2
5	具体的な取組	3
	平成30年度の主な取組方向	3
	基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実	3
	施策① 生産資材に関する指導、検査	3
	施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導	4
	施策③ 生産環境に関する調査	5
	施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導	5
	施策⑤ 食品等の試験・検査	8
	施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発	9
	基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備	10
	施策① 県民への情報提供	10
	施策② 食品関連事業者等への情報提供	11
	施策③ 食品関連事業者団体への取組支援	12
	施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援	13
	施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進	14
	施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援	16
	施策⑦ 認証制度の推進	17
	施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援	18
	施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等	19
	基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備	20
	施策① 情報提供の推進	20
	施策② 食の安全・安心に関する教育の推進	21
	施策③ 相談対応の充実	23
	基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開	24
	施策① 人材の育成	24
	施策② 相互理解の増進	25
	施策③ 関係者との連携及び協働	26
	施策④ 県民運動の展開	26
	【資料編】 用語解説	28

1 行動計画策定の趣旨

県では、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、「県民の健康の保護」、「食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」、「安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的として、平成20年6月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

条例に基づき、食の安全・安心確保に関する基本的方向と実施すべき施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めています。

この基本方針の基本的方向、実施すべき施策に沿って食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として「三重県食の安全・安心確保行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しています。

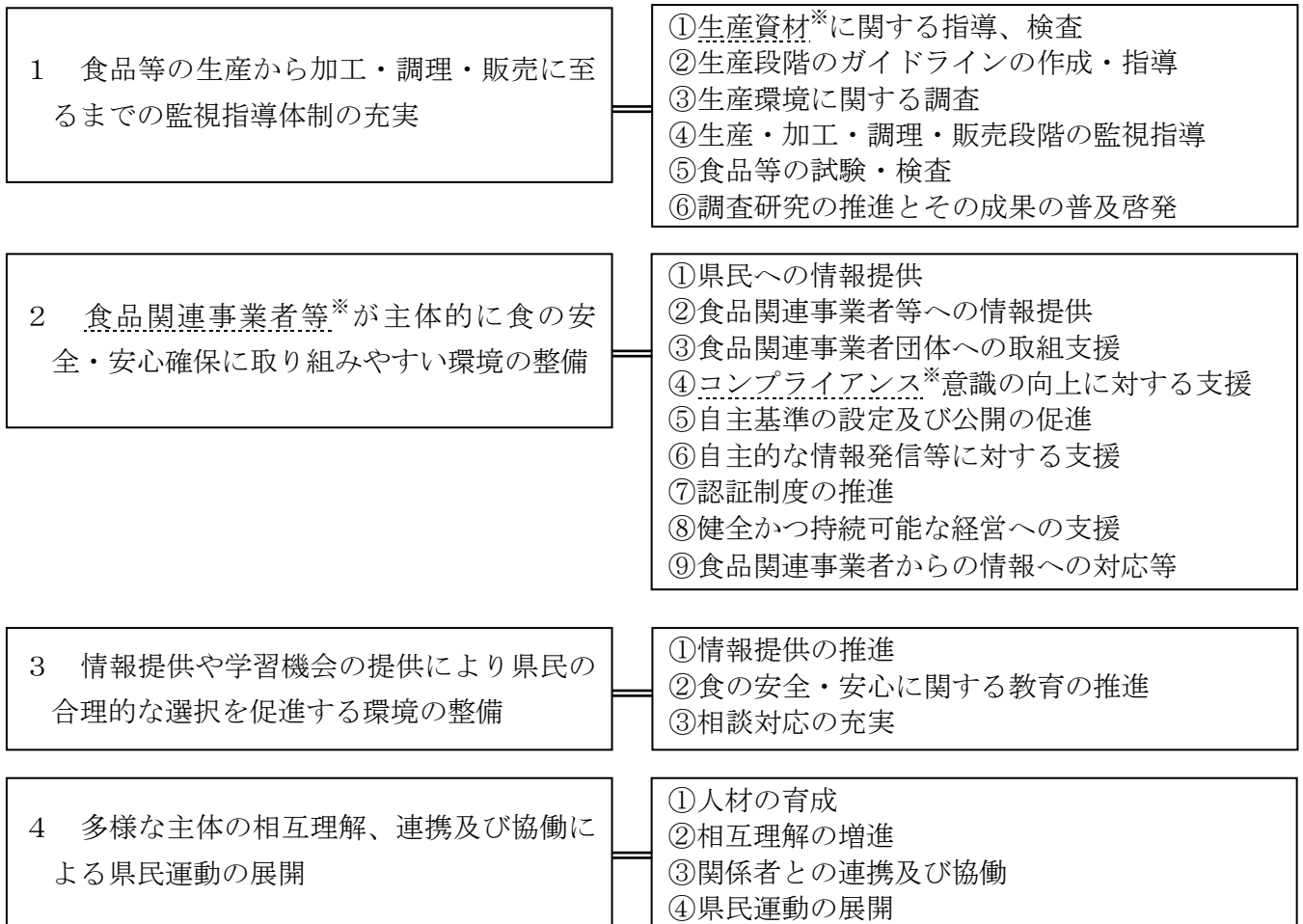
2 計画の期間

- ・平成30年度

3 食の安全・安心確保施策の体系図

【 基本的方向 】

【 実施すべき施策 】

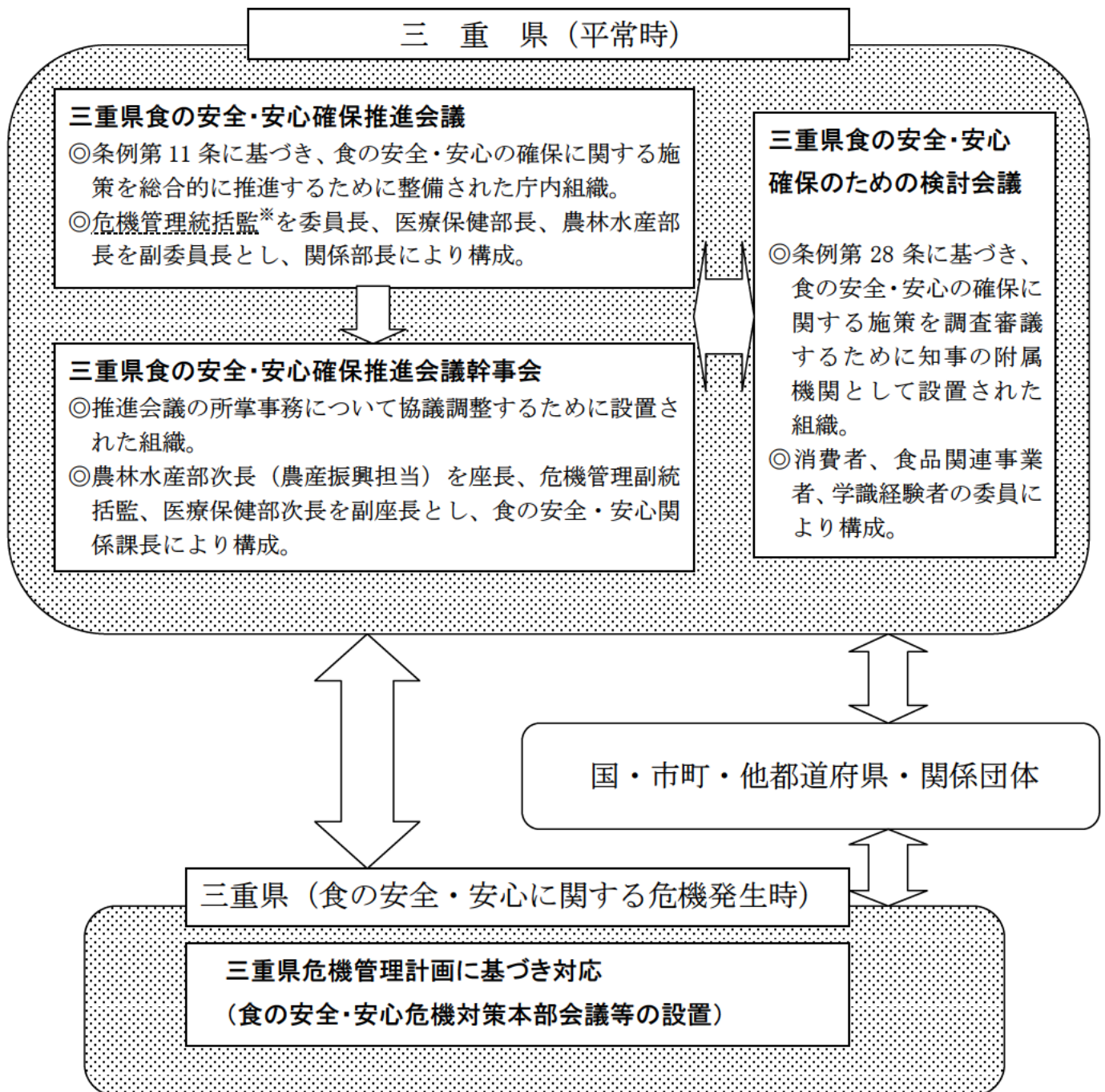


4 食の安全・安心確保推進体制

条例第 11 条に基づき整備された「三重県食の安全・安心確保推進会議」により、関係部局の緊密な連携のもと、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進していきます。

また、条例第 28 条に基づき、知事の附属機関として設置された「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」において、食の安全・安心の確保に関する施策についてのご意見をいただき、施策の推進に反映させます。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、「三重県危機管理計画」に基づき対応します。



5 具体的な取組

平成 30 年度の主な取組方向

平成 30 年度の行動計画は、平成 28 年度開催の伊勢志摩サミット、平成 29 年度開催の第 27 回全国菓子大博覧会・三重（以下「お伊勢さん菓子博 2017」という。）を経験することで蓄積された、国際的かつ大規模なイベントや大会等における監視指導の体制や方法等の経験を生かして、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会を含め、今後も観光客等の来県者の増加が見込まれる観光地の飲食店等を中心に監視指導の強化を図ります。

また、第 32 回オリンピック競技大会（2020/東京）、東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」という。）の食材調達基準への対応に加え、消費者のニーズへの対応や輸出の拡大を見据え、県内生産者による県産農畜水産物における G.A.P.* 等国際基準認証を取得する取組を引き続き推進します。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

生産段階や加工・調理・販売段階での監視指導、検査を実施し、これらに関する情報の公開・提供を迅速に行い、県民の意見を反映して監視指導体制と取組内容を充実します。

また、食の安全・安心に関する科学的知見*の集積に努め、調査研究の推進とその成果の普及啓発を行います。

施策① 生産資材に関する指導、検査

基本的方向 1

施策の取組方向

農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用または生産・販売について、指導、立入検査を実施します。

現状と課題

【農薬、肥料に関する監視指導】

- 生産資材である農薬や肥料については、販売店での帳簿の記帳漏れ等の不備が見受けられるので、継続した指導、啓発が必要です。

【家畜衛生に関する監視指導】

- 現状では違反事例は確認されていませんが、安全・安心な畜産物を消費者に提供するため、動物用医薬品や飼料の販売業者および生産者に対し、動物用医薬品や飼料の適正な流通、生産者における適正な使用に関する継続した指導等が必要です。

取組内容

【農薬、肥料に関する監視指導】

- 不備事項のあった店舗を中心に、立入検査を実施し、帳簿の整備等の徹底を進めます。
- 生産者が生産資材の適正利用の知識と理解を深められるよう、研修会等で普及、啓発を行います。

【家畜衛生に関する監視指導】

- 家畜に与える動物用医薬品や飼料の販売業者および生産者に対する監視指導を行います。

施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導

基本的方向 1

施策の取組方向

病虫害防除の手引き*や施肥基準*等の各種ガイドラインを作成するとともに、生産履歴の記帳の普及および農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等に関する情報提供や指導を実施します。

現状と課題

【農業生産に関するガイドラインの作成・指導】

- 病虫害の発生動向、農薬の使用基準等の登録内容は、絶えず更新されるため、生産者が適期に病虫害防除を行えるよう、これらに関する情報を迅速に生産者へ提供する必要があります。
- 農産物の品質や安定した収穫量の確保に向けて、引き続き生産者に対する「適正施肥の手引き」に基づいた適正施肥の指導が必要です。

【生産衛生管理体制の構築】

- 安全な畜産物の生産のためには、ガイドライン等に基づく動物用医薬品、飼料や飼料添加物の適正な流通、使用および管理が必要です。
- 養殖魚の安全性を確保するため、水産用医薬品を適正に使用することが必要です。

取組内容

【農業生産に関するガイドラインの作成・指導】

- 病虫害発生予察情報*を提供するとともに、病虫害の特性や防除技術を盛り込んだ「病虫害防除の手引き」等を作成します。
- 農薬使用者や農産物直売所責任者等に対して、農薬使用基準の変更情報の周知や農薬の適正使用等を推進するため、研修会等を実施します。
- 生産者に対して、「適正施肥の手引き」に基づいた適正な肥料使用を推進するため、現地指導や研修会等での周知を図ります。

【生産衛生管理体制の構築】

- 家畜に与える動物用医薬品、飼料や飼料添加物の適正な流通、使用および管理を推進するため、製造および販売業者、生産者に対してガイドライン等に基づき指導します。
- 養殖業者が水産用医薬品および水産用ワクチンを適正かつ効果的に使用できるように、養殖業者に対して薬品の使用状況調査を行うとともに、巡回指導等において、養殖生産工程管理手法を参考とした指導を行います。

施策③ 生産環境に関する調査

基本的方向 1

施策の取組方向

有害物質等による土壌等の生産環境や生産物の汚染について、対応マニュアルや調査計画を作成し、調査を実施します。

現状と課題

- 「食品衛生法^{*}」において設定されている米の有害物質に関する規格基準に対して、有害物質が含まれる量を基準値以下に低減する技術として、カドミウム低吸収性イネ「コシヒカリ環1号」の実証実験を行うなど対応策をとっていますが、今後、米以外の作物の残留基準や他の有害物質が設定された場合に備え、対応策を図る必要があります。

取組内容

- 国における有害物質の残留基準設定の動向を注視し、関係機関との情報共有に努め、迅速に対応できるよう、体制を整備します。

施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

基本的方向 1

施策の取組方向

国等と連携して、「食品衛生法」、「食品表示法^{*}」、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法^{*}」という。）、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法^{*}」という。）、「農産物検査法^{*}」および「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法^{*}」という。）等による効果的な監視指導を実施するとともに、食品表示制度の普及啓発を積極的に行います。

現状と課題

【畜産物に関する監視指導】

- 平成28年度および29年度には国内で高病原性鳥インフルエンザ^{*}の発生がありました。安全・安心な畜産物を消費者に安定して供給するため、生産者に対し、口蹄疫^{*}や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための継続した指導等が必要です。

- 家畜伝染病の発生等に備え、家畜保健衛生所における設備等の整備が必要です。

【水産物に関する監視指導】

- 生産者に対して水産用医薬品の適切な使用方法や養殖技術等の衛生管理に関する情報提供や指導を行う必要があります。

【施設の衛生に関する監視指導】

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、食品の製造・加工から流通に至る過程において、衛生管理の監視指導に取り組んでいます。県内に流通する食品の安全を確保するため、食品関連事業者への監視指導を適切に実施することが必要です。また、食品関連事業者団体と連携し、食品関連事業者による衛生管理や表示の自主点検が推進されるような取組が必要です。

【食品表示に関する監視指導】

- 食品表示の適正化に向けた監視指導に取り組んでいますが、さらに重点的に平成 32 年 3 月末の「食品表示法」への全面施行にかかる猶予期間内に、移行後の法に則した適正な表示への円滑な移行がされるよう、引き続き監視指導を行う必要があります。
- 食品表示基準の一部改正により、加工食品の原料原産地表示制度が平成 29 年 9 月から施行されたため、猶予期間である平成 34 年 3 月末までに新制度に則した適正な表示の切り替えが行われるよう、食品関連事業者への周知等の充実が必要です。
- 食品関連事業者が不適正表示を行わないよう、景品表示法に基づいた食品表示について監視指導や啓発が必要です。

【卸売市場に関する監視指導】

- 消費者の食の安全・安心への関心の高まりにより、卸売市場における品質管理の強化が、ソフトおよびハードの両面で重要になってきています。生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保するために、卸売業者等の監視指導を行うとともに、卸売市場における品質管理の高度化を図ることが必要です。また、ユールドチェーン*化や高度な品質管理等に資する施設が未整備な市場においては、引き続き施設整備の推進が必要です。

【米穀に関する監視指導】

- 用途限定米穀*の生産が拡大しており、新規に取り組む者もあることから、引き続き事業者に対する食糧法、米トレーサビリティ法、「農産物検査法」に基づいた監視指導体制の強化に向けた取組が必要です。

取組内容

【畜産物に関する監視指導】

- 生産者に対して「飼養衛生管理基準*」に基づく適正な飼養管理を指導するとともに、県内で飼養される家畜の監視を臨床検査等により行います。
- 家畜保健衛生所における設備等の整備を図り、危機管理体制を維持します。

【水産物に関する監視指導】

- 引き続き、安全で安心な養殖魚を安定的に供給するため、養殖魚の魚病診断、養殖業者に対する現地指導等により、衛生管理体制の強化を図ります。

【施設の衛生に関する監視指導】

- 食中毒発生のリスクならびに食品の製造量および流通の広域性等を評価して施設の監視頻度を定め監視指導を行います。
- 重症化や感染症として拡がる可能性が高い腸管出血性大腸菌や、発生件数が多いカンピロバクターによる食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設を重点的に監視指導します。
- 冬季における発生が多く、大規模化の傾向が高いノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。
- 伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博 2017 を経験することで蓄積された大規模なイベントや大会等における監視指導の体制および方法等の知識や技能を生かして、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会を含め今後も観光客等の来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を実施します。
- 食品関連事業者団体と連携し、食品関連事業者の衛生管理や表示の自主点検の取組を推進します。

【食品表示に関する監視指導】

- 食品表示の適正化に向け、引き続き「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施します。また、食品関連事業者団体と連携し食品衛生指導員[※]の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して全面施行後の「食品表示法」に則した表示への円滑な移行に向けて周知、啓発します。
- 景品表示法に関する食品表示について監視指導および啓発を行います。

【卸売市場に関する監視指導】

- 安全・安心な流通確保のため、県内卸売市場の監視指導を実施するとともに、「第10次三重県卸売市場整備計画」に基づき、卸売市場における品質管理の高度化および高度化に資する施設等の整備を推進します。

【米穀に関する監視指導】

- 米穀取扱事業者に対し、国と連携して、食糧法ならびに米トレーサビリティ法に基づいた監視指導を行うとともに、これらを補完する科学的な産地判別検査および品種判別検査を実施します。また、「農産物検査法」に基づき、地域登録検査機関[※]に対して、国と連携して、監視指導を行います。

(参考) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画における目標値等

食品事業者の自主点検実施件数	実績値(2016年度)	目標値(2019年度)
	11,420件	34,200件

◎施策 145 食の安全・安心の確保 基本事業 14501 食の安全・安心の確保

高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	実績値(2016年度)	目標値(2019年度)
	100%	100%

◎施策 145 食の安全・安心の確保 基本事業 14502 農水産物の安全・安心の確保

施策⑤ 食品等の試験・検査

基本的方向 1

施策の取組方向

県内で流通する農林水産物および加工食品等の食品について、微生物、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、食品添加物等に関し、検査を実施します。また、安全な食肉（食鳥肉を含む）を提供するため、と畜検査、食鳥検査を実施します。

現状と課題

【食品収去等検査】

- 食品の安全性を確保するため、計画的に収去検査を実施し、微生物、残留農薬、食品添加物等の規格基準等への適合を確認する必要があります。また、規格基準等に不適合があった場合、改善指導および改善確認を継続して行うことが必要です。

【食肉に関する検査】

- 安全な食肉・食鳥肉を供給するため、と畜検査および食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、残留物質モニタリング等を実施する必要があります。

【米穀に関する検査】

- 米穀の産地偽装等の再発防止や、県民の信頼回復を図るためには、立入検査等の監視指導を補完する科学的検査が必要です。

【水産物に関する検査】

- 水産物の安全確保を図るため、養殖魚における医薬品等の残留検査を行う必要があります。また、貝毒を原因とする食中毒を防止するためには、定期的な検査が必要です。

取組内容

【食品収去等検査】

- これまでの収去検査結果や県民の関心等を総合的に判断し、収去検査を計画的に行うとともに、規格基準等に不適合があった場合は、不適合がなくなるよう、改善指導および改善確認の徹底を図ります。

【食肉に関する検査】

- と畜検査、食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、残留物質モニタリング等の実施により、食肉、食鳥肉の安全を確保します。

【米穀に関する検査】

- 米穀取扱事業者が取り扱っている米の品種を判別するDNA検査^{*}や、国産米と外国産米を判別する微量元素測定等の科学的検査を抽出にて実施し、産地情報等の伝達及び表示の適正性について確認を行います。

【水産物に関する検査】

- 養殖魚における医薬品等の残留検査や、貝毒検査を定期的に行います。

(参考) 三重県食品監視指導計画における目標値

食品等の試験検査	目標値 (2018年度)
	1,500件

施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発

基本的方向 1

施策の取組方向

安全で安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果の普及啓発を行います。

現状と課題

- 食の安全・安心や環境問題への消費者の関心が高いこと等から、生産現場において農薬の使用を最小限にするための病虫害防除の技術開発等、安全で安心な農産物の生産に関する調査研究を行い、その成果を生産者に普及、啓発していくことが必要です。

取組内容

- 農薬の使用を最小限に抑え安全・安心な農産物の生産に向けて、農産物の安全・安心を確保するため、「病虫害による生産性低下を回避する技術開発」や「農薬代替技術を組み込んだ総合的病虫害防除・雑草管理 (IPM) ^{*}技術の開発」等の調査研究に取り組み、その成果の普及、啓発に努めます。

基本的方向 2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

県民、食品関連事業者、食品関連事業者により構成される団体（以下「食品関連事業者団体」という。）への情報提供の充実や県民に安全・安心を提供する食品関連事業者等の主体的な取組に対し支援します。

施策① 県民への情報提供

基本的方向 2

施策の取組方向

県民に対し、食の安全・安心に努力する食品関連事業者等の情報を発信します。

現状と課題

【食品関連事業者等の取組に関する情報提供】

- HACCP※手法等の衛生管理に取り組む食品関連事業者等の情報を広く提供することは、消費者にとって商品の選択肢が増えることにつながることから、これらの安全で安心な食品を生産、製造する食品関連事業者等に関する情報を広く提供し、認知度を高める必要があります。
- 食品の自主回収に関する情報を提供することは、消費者の健康被害の未然防止につながるのと同時に、食品関連事業者の自主回収を促すことから、速やかにホームページ等で情報を提供する必要があります。

【生産者等の取組に関する情報提供】

- 消費者に対する人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度※（以下「みえの安心食材」という。）の認知度の伸び悩みが課題です。一方、みえの安心食材の認定を受けた生産者は、全ての認定された生産物等にみえの安心食材シールを貼付していないことがあるため、シール貼付の徹底を指導する必要があります。それに加えて、生産者等の取組をホームページやイベント等で紹介するなど、制度を広くPRする必要があります。

取組内容

【食品関連事業者等の取組に関する情報提供】

- HACCP手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度※」に取り組む食品関連事業者の情報を県民に発信します。
- 「みえのカキ安心システム※」に取り組む食品関連事業者の品質管理手法や海域情報について、「みえのカキ安心情報」として定期的に情報発信します。
- 食品関連事業者から食品等の自主回収に着手した報告を受けた場合、速やかにその情報をホームページで提供します。

【生産者等の取組に関する情報提供】

- みえの安心食材表示制度の認知度向上を図り、消費者にみえの安心食材を意識して購入してもらえ環境を創るため、県と生産者等が協力し、ホームページやイベント等の情報発信やみえの安心食材シールの貼付の徹底に取り組みます。

施策② 食品関連事業者等への情報提供

基本的方向 2

施策の取組方向

食に関する法令や生産資材に関する情報等、食品関連事業者、食品関連事業者団体が必要とする情報を提供します。

現状と課題

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品関連事業者が、規格基準等の法令を遵守するとともに、食中毒等の危害発生の防止を図れるよう、食品衛生に関する的確な情報を提供する必要があります。
- 平成30年に、HACCPの制度化等を含めた「食品衛生法」の一部改正が予定されていることから、法改正に向けての準備に加え、最新の関連情報を的確に事業者を提供する必要があります。

【食品表示に関する情報提供】

- 「食品表示法」の全面施行にかかる猶予期間内に適正な表示へ移行することに加え、食品表示基準の一部改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等も必要です。これらを含めて食品関連事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、「食品表示法」、景品表示法等の関連法令について、必要な情報を適切に提供することが必要です。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 食品関連事業者等にみえの安心食材を認知してもらい、優先して選択してもらえよう、引き続き、みえの安心食材に関する情報の内容の充実およびホームページや展示会等での周知を行っていく必要があります。

【みえジビエに関する情報提供】

- 登録事業者自らが、みえジビエの品質および衛生管理のさらなる向上につなげられるよう、さらにステップアップさせた「みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル(仮称)*」および「みえジビエフードシステム登録制度(仮称)*」を新たに策定することで、みえジビエの衛生管理の徹底および高品質管理の維持を図るとともに、制度の普及、拡大に向け引き続き啓発していくことが必要です。

【米穀に関する情報提供】

- 米穀および米穀を原材料とする一部の加工品については、米トレーサビリティ法に基づいた取引記録の作成、保存および産地情報の伝達等を行う事が求められています。このため、米穀取扱事業者が当該法令を遵守するよう、必要な情報を適切に提供することが必要です。

取組内容

【食品衛生に関する情報提供】

- 食品関連事業者が、規格基準等の法令を遵守するとともに、食中毒等の危害発生の防止を図れるよう、食品衛生に関する情報を提供します。
- 「食品衛生法」の一部改正に向け、幅広く情報収集を行うとともに得られた情報を的確に食品関連事業者等に提供します。

【食品表示に関する情報提供】

- ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等の機会を捉え、「食品表示法」、景品表示法に関する食品表示について、随時情報を提供します。

【みえの安心食材に関する情報提供】

- 生産者へ制度を周知する等認定された生産物等が増加するよう促すとともに、ホームページやリーフレット等での周知や、食品関連事業者等に向けた展示会等のイベントでの情報提供を行います。

【みえジビエに関する情報提供】

- 「みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル（仮称）」の推進や、「みえジビエフードシステム登録制度（仮称）」の普及、啓発を進めるため、ホームページやリーフレット等での掲載内容を見直すとともに、関係事業者等への説明会の開催等、より充実した情報提供を行います。

【米穀に関する情報提供】

- 米トレーサビリティ法の周知徹底のため、米穀取扱事業者への巡回指導を実施するほか、食品関連事業者団体と連携して、米穀取扱事業者に情報提供します。

施策③ 食品関連事業者団体への取組支援

基本的方向 2

施策の取組方向

食品関連事業者団体が実施する食の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

現状と課題

- 食の安全・安心確保の取組をより効率的かつ効果的に事業者に浸透させるためには、行政だけではなく、食品関連事業者で構成する団体にもその取組において積極的な役割を果たしてもらう必要があります。そのため、関係団体への支援等が必要です。
- 食品衛生および食品表示等の適正化の徹底に向け、食品関連事業者団体と連携し、「食品衛生法」、「食品表示法」、米トレーサビリティ法、景品表示法等関係法令の周知、啓発等に取り組むとともに、食品関連事業者が行う自主点検を促進する必要があります。

取組内容

- 食品関連事業者団体と連携し、団体等が行う営業許可施設の衛生巡回指導、各種研修会の開催等の活動を支援するとともに、食品営業施設が実施する衛生管理や食品表示の自主点検の取組を促進します。
- 食品関連事業者団体と連携し、食品営業施設が実施する衛生管理、「食品表示法」や米トレーサビリティ法、景品表示法の制度等の周知等を行うとともに、食品関連事業者自らが行う衛生管理や食品表示等の自主点検の取組が促進されるよう、食品関連事業者団体の講習会等の取組を支援します。

施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援

基本的方向 2

施策の取組方向

食品関連事業者におけるコンプライアンス（法令遵守）意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図るとともに、食品関連事業者内の意識向上等に向けた体制の整備をはじめ、食品関連事業者の自主的な取組を支援します。また、その効果を検証し、改善を進めます。

現状と課題

- 食品関連事業者のコンプライアンス意識向上のため、事業者が関係法令を理解し、法令を遵守していこうとする自主的な取組に対する支援が必要です。

取組内容

- 食品関連事業者団体と連携し、食品衛生講習会時等において、コンプライアンスについての説明等を行います。また、食品関連事業者団体が実施する景品表示法の遵守に向けた取組については、講師派遣やパンフレット等の提供により支援します。
- 食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的に、「三重県食の安全・安心確保推進月間」において、研修会の開催および啓発資料の配布等を行います。

施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進

基本的方向 2

施策の取組方向

食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な管理基準の設定を促進するとともに、HACCPシステム、GAP等をはじめとした先進的なシステムの導入を図り、自主的な公開を促進します。

現状と課題

【農畜産物】

- 安全・安心な農産物に対する消費者のニーズに対応し、生産者に対する国際水準GAPの認証取得を推進・支援するため、「GAP指導員*」と「GAPリーダー指導員*」のさらなる育成が必要です。
- 県内で国際水準GAP認証を取得する生産者はまだまだ少ないことから、地域GAP推進チームを核に、認証取得をめざす生産者の掘り起こしが必要です。
- GAPの普及・定着に向けて、消費者や流通事業者等へのさらなる理解促進が必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、有機JAS制度*により認定された農産物は食材調達の際に推奨されますが、県内で有機JAS認定を取得する生産者はまだまだ少ないことから、認定取得をめざす生産者の掘り起こしが必要です。
- 米生産については安全でおいしいお米を提供し、消費者から信頼・支持される産地を目指して「三重の米行動指針ライスプロミス6*」の取組を掲げており、この取組を引き続き推進するとともに、他の水田作物についても安全・安心や環境に配慮した取組の拡大を進める必要があります。
- JGAP家畜・畜産物*について、引き続き講演会の開催等により普及、啓発を実施していく必要があります。
- 県内でJGAP家畜・畜産物認証を取得した農場はないことから、早期の認証取得のため、ロールモデルの作成が必要です。また、JGAP地域推進チームを核に新たな生産者の掘り起こしを推進するため、推進チームと地域の関係団体等とのさらなる連携が必要です。
- 現状では、農場HACCP*やJGAP家畜・畜産物等の畜産農場に関わる認証の取得を支援する指導員が少なく、認証取得農場も少ないため、指導員の育成および生産者への支援が必要です。

【林産物】

- より安全で安心な「みえジビエ」を提供するため、野生獣肉の解体処理事業者等が、今後新たに策定する「みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル（仮称）」に沿った獣肉の処理および「みえジビエフードシステム登録制度（仮称）」への登録を行うよう、普及、啓発していく必要があります。
- 消費者に安全・安心なきのこを提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル*」に基づく適正な品質・衛生管理をより一層普及、啓発していく必要があります。

【卸売市場】

- 生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保していくため、コールドチェーン化や高度な衛生管理のための施設整備を推進し、卸売市場関係事業者への衛生管理の高度化を図るとともに品質管理の高度化に係る規範の策定に向けた一層の啓発が必要です。

【水産物】

- 消費者に安全で安心な養殖水産物を安定的に供給するため、水産関係団体と連携して継続的に指導を行うことにより、養殖生産者の衛生管理に対する意識向上を図る必要があります。

取組内容

【農畜産物】

- J Aグループと連携して、普及指導員や営農指導員等を対象にしたG A P指導員基礎研修等を開催します。
- 地域G A P推進チームを核に、国際水準G A Pの認証取得をめざす生産者を掘り起こすとともに、それぞれの取組状況に応じた研修や指導・助言等を行います。
- ホームページや出前トーク、広報誌等を通じて、消費者や流通事業者等へのG A Pの情報発信を行います。
- 有機J A Sの認定取得をめざす生産者の掘り起こしや認定取得に向けた研修・講習等を行います。
- 三重県育成の水稻品種「三重23号」生産者のみえの安心食材認定取得を「三重の新たな米協創振興会議」を通じて推進します。
- 畜産農場における農場H A C C PやJ G A P家畜・畜産物等の導入および認証取得を支援する人材を育成するため、指導員養成研修会等への派遣や講習会等を開催します。
- 講演会の開催や家畜保健衛生所等の指導を通じて、農場H A C C PやJ G A P家畜・畜産物等の概念の普及、啓発を図り、意欲的な生産者に対して、生産衛生管理マニュアルや帳簿の整備、衛生検査、従業員教育等の指導を行います。
- 農場H A C C PやJ G A P家畜・畜産物等の認証を早期に取得する農場をロールモデルとし、J G A P地域推進チームを核とした新たな生産者の掘り起こしや認証取得に向けた支援を行います。

【林産物】

- 今後新たに策定する「みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル（仮称）」の普及を図り、捕獲者や解体処理事業者等の品質・衛生管理向上の取組を推進します。また、引き続き、ホームページ等で情報を公開し、ジビエを取り扱う飲食店や加工事業者等への周知を行います。
- 「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」により、きのこ生産者への適正な品質管理を促進するとともに、各種展示会への出展や出前トーク等の活動をとおして、安全・安心なきのこの生産、消費についてのP R活動を行います。

【卸売市場】

- 卸売市場関係事業者を対象とした研修会の実施や品質管理等に関する先進事例の情報を提供するとともに、品質管理の高度化に係る規範の策定を推進します。

【水産物】

- 水産関係団体と連携し、養殖生産者による水産用医薬品の適正使用や疾病防止対策などの衛生管理への取組を支援します。

施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援

基本的方向 2

施策の取組方向

県民が合理的に食品等を選択できるよう、生産者や食品関連事業者等の自主的な情報提供を支援します。

現状と課題

【食品関連事業者への支援】

- みえジビエ登録事業者自らが、日々の営業活動のなかで、消費者や実需者に対して「みえジビエ」の認知度向上やみえジビエ活用に向けた提案を行う等のPR活動を積極的に行っていく必要があります。

【生産者への支援】

- みえの安心食材に登録、認定されている生産者の中でも、ホームページ等で自らが生産する農林産物等がみえの安心食材であることを情報発信している事業者は多くなく、みえの安心食材のシールも、認定された生産物等全てに貼付されているわけではないため、認定された生産者に、いかに積極的に自らの農林産物等に関する情報を発信してもらうかが課題です。

取組内容

【食品関連事業者への支援】

- 「みえジビエ」の消費者への認知度やブランド力の向上に向け、登録事業者自らが継続してPR活動等を行うことができるよう、引き続き支援していきます。

【生産者への支援】

- みえの安心食材表示制度による登録、認定を引き続き行うとともに、認定を受けた生産者自らも主体となり、ホームページや生産物等を活用して制度のPRや普及を行っていきけるよう、プレゼントキャンペーンや店頭販売によるPRを行い、支援していきます。

施策の取組方向

環境に配慮した生産方式や食の安全・安心を確保する生産管理により県内で生産される農林水産物や、県内で生産された農林水産物を使い県内で製造される加工食品に関する認証制度、高品質で安全な食品を提供するためのHACCPシステムに基づく認定制度等を積極的に推進します。

現状と課題

【食品関連事業者に対する取組】

- HACCP手法を取り入れた県独自の制度「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の導入を推進し、導入した事業者への支援を行ってきましたが、食品衛生法の改正によりHACCPが制度化されることから、県独自の衛生管理制度である「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、今後の方向性等を検討する必要があります。
- みえジビエの利活用をさらに促進し、消費者に「みえジビエ」を広く提供できるよう、「みえジビエフードシステム登録制度（仮称）」の新たな作成および普及を図り制度に取り組む食品関連事業者の拡大をめざす必要があります。

【生産者に対する取組】

- みえの安心食材表示制度は、生産者による自主的な活動を基本としています。生産者に制度を理解したうえで登録してもらうことが必要となるため、引き続き、制度に対する生産者への啓発が必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の農産物の調達基準への対応とともに、食の安全・安心に対する消費者ニーズや輸出の拡大を見据えて、国が改訂した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン*」に則した県独自の認証制度「三重ガイドラインGAP認証制度*」を整備、運用していますが、この制度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会まで（認証は平成31年度末まで）の期間限定の運用であり、生産者に対して誤解のないように推進することが必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準を満たす水産物を漁獲・養殖する事業者の確保育成や認証取得支援等生産体制の整備が必要です。

取組内容

【食品関連事業者に対する取組】

- 引き続き、「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む事業者を支援します。同時に法改正を見据えた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の見直しを検討します。
- みえジビエ登録事業者が増加し取組が拡大すると、消費者への認知度が高くなり、飲食事業者、食品加工事業者、消費者等の利活用意欲の向上にもつながるため、引き続き食品関連事業者等に対する制度周知を行い、新たに策定する「みえジビエフードシステム登録制度（仮称）」の普及拡大を図ります。

【生産者に対する取組】

- みえの安心食材の提供による地産地消^{*}をさらに進めるため、量販店等でのPRイベントやプレゼントキャンペーンを実施し、消費者への認知度向上を図るとともに、新たに取り組もうとする生産者を対象とした説明会を開催するなど、認定品目数、登録・認定者数の増加を図ります。
- 地域GAP推進チームを核に、引き続き生産者には国際水準GAPの認証取得を推進しますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までにその取得が間に合わない場合に、三重ガイドラインGAPの認証取得を推進します。
- 県産水産物が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村等で提供される食材に活用されるよう、食材調達基準となっている水産物認証制度の普及、啓発を図り、調達基準を満たすための認証取得に向けた事業者の意識を醸成するとともに、認証取得をめざす事業者への支援を通じ、生産・供給体制の構築を進めます。

施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援

基本的方向 2

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や環境保全等をふまえ、食品の安定供給、健全な経営および新たな価値創造に向けて行う自主的な取組を支援します。

現状と課題

【食品関連事業者への支援】

- 「みえフードイノベーション^{*}」の取組を進め、産学官が参画する「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参加事業者が増えています。今後も、多様な事業者が参画し、新たな連携による商品やサービスが創出されるよう、継続した取組のPRが必要です。
- 消費者ニーズが多様化、高度化し、質的な向上が求められる中において、食品関連事業者が研修や展示会出展の経験を生かし、本県の特長を活かした商品開発や販路開拓を自ら進められるよう、支援を行う必要があります。

【生産者への支援】

- 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及・拡大を図るため、これらの取組に対する継続した支援が必要です。
- 県内で有機JAS認定を取得する生産者はまだまだ少ないことから、認定取得をめざす生産者の掘り起こしが必要です。

取組内容

【食品関連事業者への支援】

- さまざまな機会を通じて「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画を促すとともに、シンポジウムや展示交流会、素材研修会等のイベントを開催することで、

新たな連携や商品・サービスの創出に向けた支援を行います。

- 本県の特長を生かして食品関連事業者が行う、経営企画力の向上や新たな価値の創出に向けた取組について、研修等を通じて支援していきます。また、官民が協働して、「みえの食」に関する情報を発信する場や商談の場を設けることにより、新たな販路や消費の拡大を支援します。

【生産者への支援】

- 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、引き続き「環境保全型農業直接支払交付金事業」を通じた支援を行います。
- 有機JASの認定取得をめざす生産者の掘り起こしや認定取得に向けた研修、講習等を行います。

施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

基本的方向 2

施策の取組方向

食品関連事業者が食の安全・安心や食品表示に関する情報を提供しやすい環境を整備するとともに、提供された情報に迅速に対応します。

現状と課題

- 食の安全・安心を損なう、または損なうおそれがある情報を、食品関連事業者が提供しやすい環境を整備することが必要です。
- 提供された情報について、慎重かつ迅速に必要な調査等を行い、不適正な事実があると認められるときは、法令に基づく措置等を適正に行うことが必要です。

取組内容

- 食品関連事業者の危害情報申出に係る条例の趣旨について、研修会や巡回指導により周知を図るとともに、ホームページ、リーフレット等により情報提供窓口である各法令担当部署を周知し、危害情報の申出を行いやすい環境整備を進めます。
- 食品関連事業者からの情報提供があった場合は、関係機関と情報共有を図り、内容を検討、精査のうえ、必要に応じて事実関係を立入調査等により調査します。また、事実確認された場合は、法令に基づく適正な措置を講じます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、県民の立場に立った情報提供を充実させるとともに、学習機会を提供します。

施策① 情報提供の推進

基本的方向 3

施策の取組方向

ホームページ、県政だより、情報誌、メールマガジンや学習講座等の多様な手段を活用し、県民への情報提供を推進します。

現状と課題

【健康被害防止に関する情報】

- 県民が食品による健康被害を避けられるよう、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒の発生防止に関する情報や食品の自主回収情報の提供が必要です。

【食品表示に関する情報】

- 消費者が正しく食品を選択できるよう、「食品表示法」、景品表示法に関する食品表示等の関係法令や情報について引き続き情報提供していく必要があります。

【食の安全・安心に関する情報】

- 消費者の食の安全・安心に関する意識が高まっています。県民が正しい情報を幅広く収集し、それに基づいて食に関する判断、選択を行うことができるよう、ニーズを把握し、効果的な方法で情報や学習機会を提供することが必要です。
- 平成29年度に実施したアンケート調査では、県民の食の安全・安心確保に関する行政の取組の認知度は5割強でした。ホームページ「食の安全・安心ひろば」等、食の安全・安心確保にかかる取組を県民に認知してもらうよう、情報提供していくことが必要です。
- 健全な食生活や、食の選択に必要な知識取得への関心が薄いと言われる若い世代は、今後、自分自身だけでなく家族等他の人のために食を選択し、供する立場になっていきます。若い世代の食の安全・安心に関する意識向上のため、情報提供を行うことが必要です。

【検査・監視指導に関する情報】

- 県民の食の安全・安心に関する意識が高い中、県が実施した食品等の検査や監視指導の結果を速やかに公表し、県民に、食の安全・安心の確保が進められていることを伝えることが必要です。

取組内容

【健康被害防止に関する情報】

- ホームページやパンフレット等を活用し、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクター等による食中毒や、食品に起因する健康被害の防止方法等について広く情報を提供します。
- ホームページで、食品の自主回収情報を提供します。

【食品表示に関する情報】

- 「食品表示法」や景品表示法、ならびにその関係情報について、引き続きホームページやパンフレット等で消費者に情報提供します。

【食の安全・安心に関する情報】

- 県民のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き意識調査等を実施するとともに、条例や基本方針の概要等の広報資料や、ホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」等により、食の安全・安心にかかる取組および関連情報をわかりやすく発信します。
- 食に関する会議や食品関連事業者団体等が開催する行事等、多くの場で食の安全・安心確保に向けた取組や関連情報が認知されるよう、関係部署と連携し情報提供の場を広げます。
- 出前トークおよび「食の安全・安心」出張講座の実施により、食の安全・安心確保に関する学習機会を提供します。
- 若い世代に食の安全・安心に関する意識を高めてもらうため、高等教育機関と連携し、効果的な情報提供を行います。
- 学校での食育と関連づけて食の安全・安心に対する意識を持ってもらえるよう、小、中、高等学校等の学生に対する情報提供の方法を検討します。

【検査・監視指導に関する情報】

- 県が実施した食品等に関する検査および監視指導結果について、ホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」において速やかに情報提供します。

施策② 食の安全・安心に関する教育の推進

基本的方向 3

施策の取組方向

あらゆる世代において、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育*をとおして学校や家庭・地域で食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。

現状と課題

【地域食材の導入推進】

- 子どもたちが地域の農林水産業に対する理解をさらに深めるとともに、食への感謝の

気持ちを持つことができるよう、学校給食への地域食材の活用を高めることが必要です。

【児童・生徒に対する食育】

- 家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、とりわけ朝食の欠食等、児童・生徒の食生活にさまざまな課題が見られるため、食生活の改善や食の安全・安心に関する知識等、幅広い視点による食育を学校や地域で進めて行くことが必要です。

【各ライフステージにおける食育】

- 食塩の摂取については、減少傾向ですが目標（「三重の健康づくり基本計画」に定めた成人1日あたりの平均食塩摂取量8.0g）には達していません。野菜の摂取も目標（「三重の健康づくり基本計画」に定めた成人1日あたりの平均野菜摂取量350g）には約100g不足しています（平成28年度県民健康・栄養調査より）。特に女性は若い世代で摂取量が少ない傾向です。減塩や野菜摂取については、生活習慣病やがん予防のために重要であり、バランスのとれた食事の普及、啓発が必要です。
- 食育に関する取組のより一層の周知を図るため、「第3次三重県食育推進計画^{*}」について、地産地消、食の安全・安心の取組等とあわせて、さまざまな機会を通じてPRしていく必要があります。

取組内容

【地域食材の導入推進】

- 学校給食用の新たな加工商品の開発を支援し、学校給食への地域食材の導入をさらに進めることで、児童・生徒に対する食育機会の創出につなげます。
- 学校給食における地場産物の活用を推進するため、県内の全市町を対象に地場産物の活用状況調査を実施します。
- 学校給食への地場産物の導入をさらに進めるため、引き続き「みえ地物一番給食の日」の取組を実施するとともに、市町教育委員会担当者会議等のさまざまな機会を通じて、活用率の高い給食献立の紹介等を行います。

【児童・生徒に対する食育】

- 学校における食育の一層の充実に向けて、学校の関係者対象の講習会を開催するとともに、市町や関係機関と連携し、食育担当者や栄養教諭等を中心とした指導体制の整備を図ります。
- 家庭や地域の場における食育の一助となるよう、「みえ地物一番給食の日」に取り組んだ給食献立をホームページで紹介し、保護者や地域への啓発を進めます。
- 子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するため、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を引き続き実施し、優秀作品を表彰するとともに、結果をホームページで紹介する等、保護者や地域への啓発を行います。

【各ライフステージにおける食育】

- 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、さまざまな主体と連携して、減塩や野菜摂取をはじめ、食事バランスについての普及、啓発に取り組みます。
- 食育に関する情報提供に関しては、地産地消の取組である『『みえ地物一番の日』キャンペーン』等の活動を通じて企業等と連携して実施するとともに、ホームページでの情報発信や食関連イベント等での啓発冊子の配布等により、「第3次三重県食育推進計画」の周知に努めます。

(参考) 第3次三重県食育推進計画における目標値等

学校給食における地場産物使用割合	実績値(2016年度)	目標値(2020年度)
	30.5%	38.0%

※文部科学省「学校給食栄養報告(週報)」に基づく値。

施策③ 相談対応の充実

基本的方向 3

施策の取組方向

県民からの食の安全・安心や食品表示に関する相談等に迅速に対応します。

現状と課題

- 食品の安全性や表示等への関心が高まっています。県民や食品関連事業者からの食品衛生、食品表示、消費生活に関する相談および情報提供や、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案に、迅速かつ適切に対応することが必要です。

取組内容

- 食品衛生、食品表示、消費生活に関すること等の相談窓口を設置し、関係機関と連携を取りながら、食品や食品表示に関する情報提供および相談、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案等に迅速に対応します。

基本的方向 4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

県民、食品関連事業者、NPO、地域の団体、学校等の多様な主体が相互理解を深め、連携および協働して食の安全・安心確保に取り組む県民運動を進めます。

施策① 人材の育成

基本的方向 4

施策の取組方向

食の安全・安心の確保のため、高い専門性と実践的な知識や高い倫理観を有した人材を養成します。

現状と課題

【食品関連事業者】

- 食品関連事業者には、食品衛生等に対する高い専門性と最新の情報に基づく的確な対応が求められていることから、研修会等により幅広い情報提供を行い、食の安全・安心確保の取組を実践できる人材を育成する必要があります。

【農薬取扱関係者】

- 農薬の販売者や使用者に対して農薬の適正な販売や使用を推進するために、正しい知識や情報を提供するとともに、農薬について一定以上の知識を持つ指導者の育成が必要です。

【学校給食関係者】

- 安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食関係者に対し、引き続き衛生管理や適切なアレルギー対応等の周知徹底および資質向上の取組が必要です。

【魚食普及推進のための人材育成】

- 消費者に魚食を普及するためには、継続した啓発活動が不可欠であり、魚食普及を行える人材の確保が必要です。

取組内容

【食品関連事業者】

- 食品の衛生的な取り扱いや専門的な知識を取得することができるよう、食品関係事業者に対して講習会を開催します。
- 食品関連事業者団体と連携し、食品衛生責任者^{*}の養成や食品衛生指導員の知識向上のための講習会を開催します。

【農薬取扱関係者】

- 農薬の販売者や使用者に対し、農薬に関する関係法令や販売、使用等に関する知識を

習得するための研修会の開催や、ホームページ等での啓発を行うとともに、三重県農薬管理指導士*の育成確保を図ります。

【学校給食関係者】

- 学校給食関係者に対し、対象者別に「学校給食の安全と充実に向けた講習会」を開催し、衛生管理、異物混入防止、アレルギー対応等について周知徹底するとともに、資質向上を図ります。
- 適切なアレルギー対応や緊急時対応の体制整備を推進します。
- 学校の管理下における食物アレルギーのヒヤリハット事例やアレルギー発症事例等について集約するとともに、各学校に事例と改善策等をフィードバックし、アレルギー事故防止の徹底に努めます。

【魚食普及推進のための人材育成】

- 魚の機能性に関する知識や、調理方法および衛生的な取扱等の技術を有し、それらを消費者に伝えることができる新たな三重県魚食リーダー*の育成とあわせて、平成29年度までに認定した魚食リーダーの資質向上および活動の拡大により、魚食普及の推進に努めます。

施策② 相互理解の増進

基本的方向 4

施策の取組方向

食に関する全ての関係者が相互理解を深め、信頼関係を構築できるように、各種交流会や勉強会、セミナー等リスクコミュニケーション*や相互交流の機会の確保に努めます。

現状と課題

- 県民、食品関連事業者、県等がお互いに食品衛生や食品表示等に関する情報提供や意見交換を継続して行い、食の安全・安心確保に関する正しい知識を共有し、相互理解を深める必要があります。
- アンケート調査では、県民の食の安全・安心確保に関する行政の取組の認知度は5割強でした。前年度よりは認知度が微増していますが、引き続き県民と食品関連事業者、県がそれぞれの活動を知る機会を増やし、関係者の相互理解を推進する取組が必要です。

取組内容

- 県民と食品関連事業者等が、食品衛生や食品表示等に関する正しい知識を共有し、相互理解を深められるよう、消費者懇談会、意見交換会、講習会、交流会等の機会において、意見交換等を実施します。
- 出前トークおよび「食の安全・安心」出張講座や、アンケート調査の機会を活用し、県民意識の把握と県の取組への理解の醸成を図ります。

施策③ 関係者との連携及び協働

基本的方向 4

施策の取組方向

県民、食品関連事業者、これらの者により構成される団体と連携および協働して、施策を推進します。

現状と課題

- 食品関連事業者の「食品衛生法」、「食品表示法」、景品表示法等関係法令遵守のためには、食品関連事業者団体と連携して、事業者に対し啓発等を行っていくことが必要です。
- 「食品表示法」が施行され、栄養成分表示の義務化とともに、新たな機能性表示食品制度が創設されて健康食品の選択肢が増えました。健康づくりのための食品表示について、消費者が正しく理解し活用できるよう、食品関連事業者団体と協力し啓発等を行うことが必要です。
- 食の安全・安心確保の取組を推進するためには、多様な主体との連携を拡大し、協働して施策を推進することが必要です。

取組内容

- 食品関連事業者団体と連携し、「食品表示法」、景品表示法に基づく食品表示について、関係団体会員への啓発を図るとともに、会員活動を通じて他の食品関連事業者への周知を図り、法令遵守に向けた取組を支援します。
- 健康づくりのため、消費者が正しい食品の選択を行えるよう、食品関連事業者団体と協力して健康食品に記載されている表示に関する相談会を開催します。
- 食品関連事業者等や教育機関等、さまざまな主体と連携し、食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動等を推進していきます。

施策④ 県民運動の展開

基本的方向 4

施策の取組方向

多様な主体が食の安全・安心に対する価値観を共有し、食育をとおして食の安全・安心確保に取り組む県民運動がさらに発展するよう、積極的に行動していきます。

現状と課題

- 食の安全・安心の確保に関する意識の向上のためには、消費者の団体・グループや食品関連事業者の主体的な取組を県民に広く周知するなど、活動支援を行うことが必要です。
- 食の安全・安心に関する県民の関心は高いため、その関心が実際の食の安全・安心確保の取組として地域等に浸透するよう、各種団体、学校、市町等多様な主体と連携して、取り組んでいくことが必要です。

取組内容

- 県民による食の安全・安心確保の取組が広がり、水準が高まるよう、食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動および学習支援の取組を進めます。
- 食の安全・安心に関する自主的な活動を行っている団体等に対し、関連情報や啓発資料等の提供、活動内容の紹介を行うことにより活動の拡大を図ります。
- 食の安全・安心確保の取組が地域に深く浸透するよう、「第3次三重県食育推進計画」等との整合性を図りつつ、各種団体、学校、市町等と連携を図り、施策を推進します。

【資料編】用語解説

(か行)

科学的知見

実証的なデータ、学会等で認められた学説、学術的論文等をいいます。

G A P (Good Agricultural Practice) (農業生産工程管理)

農薬の使い方、土や水等の生産を取り巻く環境、それに農場の労働者の状況等、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組のことです。

G A P 指導員

J G A P 指導員の資格を有すること、または J G A P 指導員と同等の知識が得られる研修を受講すること等により、国際水準 G A P の導入意義や効果、導入手法に関する知識を有する者です。G A P 指導員は、地域の農業経営体や産地部会に対し、G A P の啓発や国際水準 G A P を導入するためのアドバイスをを行います。

G A P リーダー指導員

G A P 指導員の知識に加え、J G A P 内部監査員の資格を有するまたは県が定めた研修の受講および認証取得の支援経験を有する者です。G A P リーダー指導員は、販路拡大や海外輸出をめざす農業経営体や産地部会に対する G A P の取組のレベルアップ、国際水準 G A P 認証の取得に向けた指導を行います。

危機管理統括監

知事の命を受けて危機管理に関して全庁を統括する役職で、危機が生じた場合、またはおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督します。

景品表示法

「不当景品類及び不当表示防止法」(昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号)の略称。商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限すること等により、消費者がよりよい商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。

健康増進法

「健康増進法」(平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号)は、国民の健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的としています。

食品関係としては、乳児用、幼児用等特別の用途に適する旨を表示する特別用途表

示、食品の栄養表示や熱量に関する表示に関する基準、健康保持増進の効果等についての虚偽または誇大な広告等の禁止等について規定されています。

平成 27 年 4 月の「食品表示法」の施行に伴い、食品の栄養表示や熱量に関する表示に関する基準は「食品表示法」に移管されました。

口蹄疫

牛、豚、山羊、羊等の偶蹄類家畜が感染するウイルス性の病気です。国境を越えてまん延し、発生国の経済・貿易・食料の安全保障に影響を及ぼし、防疫には多国間の協力が必要となる「越境性動物疾病」とされています。

高病原性鳥インフルエンザ

国際機関が作成した診断基準（多数の鶏を短期間に死亡させる病原性を持つ）により判定される A 型インフルエンザウイルスの感染による家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）の病気です。

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年 4 月 24 日法律第 26 号）の略称。米穀取扱事業者が米や一部の米加工品の取引等を行った場合、記録の作成と保存を義務付けている法律です。この他、生産者から消費者まで、米の産地情報を伝達することも義務付けています。

コールドチェーン

野菜や魚、食肉等の生鮮食料品等を冷蔵・冷凍等低温にして、出荷者から小売店等に輸送されるシステムのことです。低温流通体系ともいいます。鮮度や衛生面、栄養面等品質を保持するために必要なシステムで、特に、生鮮食料品の流通の拠点となる卸売市場において、低温化のチェーンを切らさないための施設整備が求められています。

コンプライアンス

法律や社会的な通念を守ること。「法令遵守」と訳されることが多いです。

（さ行）

JGAP 家畜・畜産物

日本の畜産における農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するために点検項目を定め、これらの実施・記録・点検・評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のことです。日本GAP協会が開発した制度で、審査を受けて基準を満たすことが確認された畜産農場は、JGAP認証を取得できます。

飼養衛生管理基準

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜（牛、豚、鶏、馬等）の伝染性疾病の発生の予防やまん延を防止するため、病原体侵入の防止や家畜の異常発見時の対処等、家畜の所有者が守るべき衛生管理を国が定めています。

食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであります。

食品衛生指導員

県内には一般社団法人三重県食品衛生協会から委嘱された食品衛生指導員が約1,600人おり、食品衛生思想の普及、啓発や食品関係業者に対する巡回指導・相談をはじめ、広く食中毒防止の啓発等に努めるとともに、行政と連携、協力した業務等を行っています。

食品衛生責任者

「食品衛生法」に定められた飲食店営業や食品製造業等の営業者は、食品の安全確保のため施設またはその部門ごとに、食品衛生責任者を定めて置かなければなりません。食品衛生責任者は、食品取扱施設の衛生確保、衛生的な食品の取扱いおよび従業員の衛生教育の実施等を行います。

食品衛生法

「食品衛生法」（昭和22年12月24日法律第233号）は、食品の安全性確保と飲食での衛生上の危害発生を防止することで国民の健康を保護することを目的としています。

具体的には、食品および添加物、器具および容器包装、監視指導、検査、営業等について定められています。また、有害食品等の販売禁止や食中毒の防止についても定められています。

食品関連事業者等

条例第2条第1項第4号で定義している「食品等または肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理または販売その他の事業活動を行う事業者」とその事業者により構成される団体です。

食品表示法

平成 27 年 4 月施行の「食品表示法」（平成 25 年 6 月 28 日法律第 70 号）は、「食品衛生法」、J A S 法および「健康増進法^{*}」の各法律に規定されていた食品の表示に関する規定を統合した法律で、加工食品は 5 年間（平成 32 年 3 月まで）の猶予期間が設けられています。

食糧法

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号）の略称。用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米等）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理等に関し、米穀出荷・販売事業者が守るべきルールが定められています。

生産資材

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料等の農業資材や、水産用医薬品、養殖水産動物用飼料等の養殖用資材のことをいいます。

施肥基準

県（農業研究所、農業改良普及センター等）が土壌肥料学的見地から主要作物ごとの適正施肥量等を示したものです。おおむね 5 年ごとに改定され、農業協同組合等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

総合的病虫害防除・雑草管理（I P M）

化学農薬だけに依存せず発生予察情報に基づき、耕種的防除、生物的防除、物理的防除を総合的に組み合わせた病虫害管理手法で、利用可能な全ての防除技術について経済性を考慮し、病虫害・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を講じるもので、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものです。一般的には Integrated Pest Management、略して I P M（アイピーエム）と呼ばれています。

（た行）

地産地消

地元産の農林水産物を地元で消費することに止まらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験したりすること等を通じて、地域住民が、自分たちの生活や地域のあり方等を見つめ直すことをいいます。

D N A 検査

D N A は「デオキシリボ核酸」の略称で、遺伝子の本体として生物の核内に存在する物質です。D N A 検査は D N A を分析することにより種類や品種の特定を行う検査

です。

登録検査機関

「農産物検査法」に基づく農産物検査を実施する機関として、農林水産大臣または知事の登録を受けた検査機関をいいます。そのうち、農産物検査を行う区域が一つの都道府県単位である検査機関を地域登録検査機関といいます。

(な行)

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

農産物等の安全確保や品質向上、環境保全のために、生産者が自ら危害要因等の点検項目を決定し、これに従い記録、点検および評価を行っていく持続的な改善活動が農業生産工程管理（GAP）ですが、国内にはさまざまな農業生産工程管理（GAP）が存在し、生産者や実需者のニーズをふまえた取組への対応も十分進んでいません。そのような実態をふまえ、食品安全に加え、環境保全や労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤として平成 22 年 4 月に野菜、米、麦について策定され、平成 23 年 3 月に他の作物および林産物を対象に追加するため改定されたものです。

農産物検査法

「農産物検査法」（昭和 26 年 4 月 10 日法律第 144 号）は、農産物（米、麦、大豆等）の公正かつ円滑な取引を助長することを目的として、登録検査機関が生産者からの請求により、品種・量目・品位等を確認し、格付を行う農産物検査の手法等が定められています。

平成 28 年度から、地域登録検査機関に対する事務手続や検査の権限が、国から都道府県へ移譲されました。

農場 HACCP

農場 HACCP は、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場に HACCP の考え方を採り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物等）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

(は行)

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) (危害分析重要管理点)

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。「ハサップ」等と呼ばれてい

ます。

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度

三重県内の生産者が、環境に配慮した生産方法、食の安全・安心を確保する生産管理の実施により栽培した農畜林産物および加工品について、消費者が安心して購入できるように、生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物にみえの安心食材マークを表示する三重県独自の制度です。

病害虫発生予察情報

病害虫防除所が農産物に被害を与える病害や害虫等に関して発生状況の報告や注意喚起のために発表する情報です。病害虫の発生の時期、程度等を予測して、被害の発生程度の大きさにより予報、警報、注意報が発表されます。また、県内初の病害虫の発生が確認された時等には、特殊報を発表しています。

病害虫防除の手引き

農林水産省の登録農薬の中から、毒物劇物に指定されているような毒性の高いものを極力排除し、県内各地域の資材展示ほ場での評価、流通量等を総合的に判断し、県（病害虫防除所、農業研究所、農業改良普及センター、県庁等）が「三重県病害虫防除の手引き」として作成したもの。農業協同組合等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

（ま行）

三重ガイドラインGAP認証制度

国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した県独自の認証制度で、食品安全・環境保全・労働安全につながるGAPの取組を普及するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給を目的に制定しました。制度の運用は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会まで（認証は平成31年度末まで）の期間限定としており、基準設定農作物は、穀類・青果物・茶の3種類としています。

三重県魚食リーダー

イベントや魚料理教室等消費者と接するさまざまな機会を通じて、魚の美味しさや料理方法、魚を食べることの重要性を伝える等主体的に魚食普及を実践する人材をいいます。

三重県食育推進計画

「食育基本法」に基づき、県民の皆さんの心身の健康と豊かな人間形成を目的として、食に関する知識と食を選択する力を習得し、望ましい食生活の実践にむけて、三

重県の取り組むべき方針を定めたものです。平成28年7月に第3次の計画が策定され、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。第3次計画においては、「赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育!」というキャッチフレーズを掲げ、家庭、学校、保育所、地域等、さまざまな場面において、食育に取り組みます。

三重県食品の自主衛生管理認定制度

食品関連事業者がHACCP手法に基づき自ら行う衛生管理について確認、評価および認定を与えることにより、食品の製造等における自主衛生管理を促進し消費者にとって高品質で安全な食品を提供することを目的に設けた三重県独自の認定制度です。

三重県農薬管理指導士

農薬販売者、ゴルフ場における農薬使用管理責任者および造園業者等農薬による防除を行う方々を対象としています。農薬の販売・使用等に関する資質の向上を図るため、県が実施する農薬に関する専門的な研修を受講し、一定水準以上の知識を有すると認定され、農薬の適正使用に関して、地域における指導的役割を担っていただく方々です。

三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル

県産きのこ類の生産現場において、「食の安全・安心の信頼の確保」および「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」等の人と自然に配慮した取組を行う際の参考になるように、「顧客満足の実現をめざすISO9001品質マネジメントシステム」および「健康危害防止をめざすHACCPシステム」の考え方を一部取り入れた三重県独自のきのこ類の品質・衛生管理マニュアルです。

みえジビエフードシステム登録制度（仮称）

「みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル（仮称）」に沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する施設および事業者に加え、捕獲者、解体処理者、みえジビエを普及推進する人材等を登録する制度です。

みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル（仮称）

食肉の猪肉や鹿肉の衛生管理や品質の確保については、「と畜場法」にある解体処理等の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、食品安全マネジメントシステムに準じ、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通にいたる具体的な方法を定めたマニュアルです。

みえのカキ安心システム

みえのカキを消費者がより安心して食べられるよう、①浄化時間の徹底②採取海域

情報に応じた取扱い③H A C C P手法に基づく作業手順の徹底④作業従事者のカキ衛生講習会の受講⑤自主管理・相互確認の徹底、の各項目について特に重点管理を行い、養殖・加工するシステムです。

三重の米行動指針ライスプロミス6

県内の米関連団体で構成する「みえの米ブランド化推進会議」が定めた行動指針で、消費者との6つの約束として、安心して食べられる美味しい米づくり、自然にやさしい米づくり等を定めています。

6つの約束とは、①安心して食べられるおいしい米づくりに取り組みます②自然にやさしい米づくりに取り組みます③多様なニーズに即応できる米づくりに取り組みます④米づくりへの熱い思いを伝えます⑤誇るべき美しい三重の田園風景を守ります⑥消費者とともに食育に取り組みます、というものです。

みえフードイノベーション

三重県の「食の魅力」を生かすため、生産者・事業者・大学・行政等が連携し、新たな商品やサービスを生み出す取組です。

(や行)

有機J A S制度

J A S法に基づき有機J A S規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果認定された事業者には、有機J A Sマークの使用を認める制度です。

農産物および農産物加工食品は、有機J A Sマークが付されたものでなければ「有機〇〇」や「オーガニック△△」等の名称を表示することはできません。

用途限定米穀

通常の主食用米以外の用途（加工用米、新規需要米、備蓄米および飼料米等）に使用することを限定して、生産され、若しくは出荷され、または出荷後に用途を限定するため区分された米穀および政府または米穀安定供給確保支援機構が用途を限定する旨の条件をつけて売り渡し、交付し、貸し付け、または交換した米穀のことです。

(ら行)

リスクコミュニケーション

ここでは、行政、食品関連事業者、研究者、県民等が食品のリスクや食の安全・安心に関する情報および意見を交換し、相互の信頼を築き理解し合うために対話を進めていくことをいいます。

○なお、以下の用語は「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」第2条により定義しています。

食品等

食品ならびに添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料または材料として使用される農林水産物をいう。

食品関連事業者

食品等または肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入、加工、調理または販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

平成 30 年度 三重県食の安全・安心確保行動計画

平成 30 年 3 月発行

三重県農林水産部農産物安全・流通課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電話 059-224-3154 FAX 059-223-1120

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/shokua/hp/>